

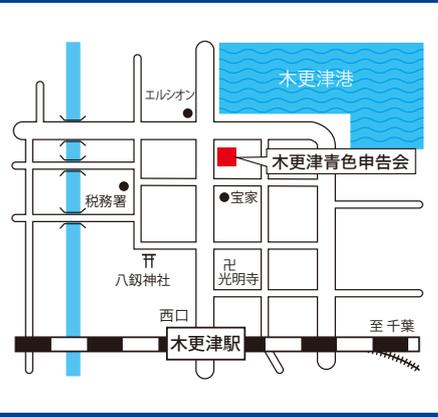


Kisarazu

# あおいろ通信

発行所 木更津青色申告会  
発行 者 鴫田 敏 行  
編 集 広 報 委 員 会

■木更津市中央3-2-7 唯野ビル3F  
TEL 0438-23-8401  
FAX 0438-38-3031  
http://www.kisarazuaoiro.server-shared.com



明けましておめでとうござい  
ます。  
平成30年の年頭に当たり、謹ん  
で新年のお慶びを申し上げます。  
鴫田会長をはじめ役員並びに  
会員の皆様方には、平素から税務  
行政に対しまして、格別のご理解  
とご協力を賜り、厚く御礼申し上  
げます。



木更津税務署  
署長 阿久津直久



木更津青色申告会  
会長 鴫田 敏 行

明けましておめでとうござい  
ます。  
平成30年、節目の年を迎え、  
会員皆様には新たな目標に夢を  
ふくらませて新年をお迎えのこ  
とをお慶び申し上げます。  
昨年は、木更津青色申告会、

## 謹賀新年

今年もよろこぶ  
お願ひごます。

税務懇話会等関連団体の行事へ  
の参加を含めて会勢の拡大、記  
帳指導等にご協力いただきあり  
がとうございました。  
青色申告会は、公正な税制実  
現に向けて納税者と税務官吏が  
一体となり適正に税法を機能さ  
せるために設立されたボラン  
ティア団体で世界でもめずらし  
い納税団体だと言われています。  
会員の皆様は、ご自分の仕事  
がありながら申告会の事業、記  
帳指導、会勢拡大等に協力いた  
だき敬意と感謝をしているしだ

いです。  
今年も、確定申告時期には、「青  
色コーナー」を開設いたします。  
各地区の役員の皆様にご協力い  
ただかなければなりません。よ  
ろしくお願ひ致します。  
会勢拡大は、会員になると楽  
しく自分の事業にもためになる  
と感じなければ増加もしないし、  
反対に退会してしまうことにな  
りかねません。現在会員となら  
れる事業主の皆様が積極的に青  
色申告会を利用したならば絶対  
にそのメリットを感じ得ること

が出来るものと思っております。  
また青色申告会は、会員の皆  
様の要望などをまとめて税制改  
正要望として政府へ提出してお  
ります。現在の青色申告制度の  
特典はその結果得られたもので  
す。「楽しく」「ためになる」青  
色申告会にするためにご協力よ  
ろしくお願ひ致します。  
最後に会員の皆様の事業が、  
平成30年は益々良い方向に発展  
し、事業主及び家族皆様にとっ  
て穏やかな年となるようお祈り  
いたします。

昨年を振り返りますと、貴会に  
おかれましては、毎年恒例となつ  
ている「君津産業フェア」会場で  
の広報活動、並びに、女性部主催  
による勉強会の開催等、様々な活  
動に取り組んでいただきました。  
本年も木更津青色申告会の皆  
様方と私どもとが税務の仕事を通  
じて長年にわたり築いてきた  
信頼と協調関係を一層深め、円滑  
な税務行政を更に推進してまい  
りたいと思っておりますので、引き続き  
ご支援ご協力を賜りますようお願い  
申し上げます。  
さて、まもなく平成29年分の所  
得税・復興特別所得税、贈与税及  
び個人事業者の消費税の確定申  
告の時期を迎えます。  
当署では、昨年に引き続き木更

津市民会館に確定申告書作成会  
場を設置し、会場内に青色コー  
ナーを開設させていただきます  
です。青色コーナーは、青色申告  
の普及及び記帳水準の向上を図  
るという目的の趣旨に沿った対  
応が可能な青色申告会の協力を  
得て実施しているものです。ご事  
業が大変お忙しい中にもかかわらず、  
青色コーナーへの従事など  
多岐にわたりご協力をいただき  
ますことに改めて感謝申し上げ  
ます。  
ところで、平成29年分の確定申  
告から医療費控除の手続が改正  
され、「医療費の領収書」が提出不  
要となり、代わりに「医療費控除  
の明細書」の添付が必要となりま  
した。

また、本年も引き続き税務署に  
提出する申告書等には、マイナン  
バーの記載と本人確認書類の提  
示等が必要です。なお、青色申告  
者の所得税等申告手続及び個人  
事業者の消費税等申告手続で、還  
付申告以外となる場合は、番号確  
認書類の提示等が省略可能とさ  
れました。ご自宅等からeTax  
xで送信すれば、本人確認の提示  
等は不要です。会員の皆様方には  
是非、eTaxxの積極的なご利  
用をよろしくお願ひいたします。  
結びにあたりまして、木更津青  
色申告会の益々のご発展と、会員  
の皆様方のご健勝並びにご事業  
のご繁栄を心より祈念いたしま  
して、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 平成29年分確定申告について

平成29年分の青色申告決算書の提出は次のとおりでお願いいたします。

① 青色申告決算書の提出は、一般用、不動産所得用、農業所得用は申告会マーク印を押したものに記入をお願いいたします。  
 ② 決算書の加入団体の欄には「木更津青色申告会」と書くか入

力してください。

③ 申告書の他に添付書類台紙(証明書等を貼り付ける用紙)の右上に「木更津青色申告会」のシールを貼り付けてください。

④ 事務局窓口で決算書を作成する場合に、決算書用紙を持参してください。

## 木更津税務署からのお知らせ

### 申告書作成会場の開設は「木更津市民会館 中ホール」です。

- ◆開設期間 平成30年2月16日(金)～3月15日(木)まで
- ◆受付時間 午前8時30分～午後4時
- ◆相談時間 午前9時～午後5時

◎土、日曜日は業務を行っておりません。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)の2日間に限り、上記会場にて申告書の作成及び提出ができます。なお、税務署内に申告書作成会場はありませんのでご注意ください。

#### 【ご注意ください】

☆納税証明書は上記会場では発行しておりません。必要な場合には、木更津税務署でお手続きをしていただくことになりますので、確定申告書を提出する前に、職員にお申し出ください。  
 なお、税務署のパソコンでご請求いただいた場合、手数料が安値です(400円⇒370円)  
 ☆納税窓口は上記会場にありませんので、口座振替をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納税してください。  
 ☆税務署の駐車場は狭隘のため、お車での来署はご遠慮ください。

### 医療費控除は領収書が提出不要となりました！

明細書を作成して提出すればOK！

平成29年分の確定申告から、領収書提出の代わりに医療費控除の明細書(集計表)の添付が必要となりました。  
 ※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。  
 ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)  
 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

重要

マイナンバー制度の取扱い

木更津青色申告会では、マイナンバーに関してのお取扱いはできませんので、決算書や確定申告書等作成後にご自分でご記入いただき税務署へご提出いただきますようお願いいたします。

### 寄付のお礼

大佐和支部 伊藤絹江様  
 富士見中央支部 山田陽子様  
 富士見中央支部 板垣勲様

税務署へ提出する申告書や申請書等には「マイナンバー」の記載が必要です!!

今年度の申告にも、申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の掲示又は写しの添付が必要です。  
 マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人のマイナンバーを確認できる通知カードかマイナンバーの記載されている住民票の写し又は住民票記載事項証明書と記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる運転免許証やパスポート、在留カード・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳などのうちいずれか一つが必要です。  
 マイナンバーカードでe-Taxが利用できます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、パソコンからマイナンバーカード及びICカードリーダーライターを利用して送信することができます。

e-Tax利用に際しては、①e-Taxが利用できるパソコンの用意、②開始届出書の提出、③電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています)、④e-Taxへの登録、⑤ICカードリーダーライターの用意など事前準備してください。ご利用可能時間は、確定申告期間中は、24時間(土日祝日を含みます)となります。

e-Tax利用開始にあたっての電話によるお問い合わせは、e-Tax作成コーナーヘルプデスク TEL 0570-00115901  
 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-9510178

**小湊鉄道株式会社**  
 木更津営業所  
 〒292-0067 木更津市中央1-1-6  
 TEL.0438-22-3735 FAX.0438-22-3737  
 国内旅行  
 ☆各種貸切バス ☆ホテル手配予約  
 ☆パッケージツアー販売 ☆旅行見積  
 ☆旅行相談  
 赤トンボツアー

**Sharots**  
 各種印刷  
 ホームページ作成  
 ●A4カラーチラシ 100枚10,000円から  
 お気軽にご相談ください  
 〒299-1106 千葉県君津市中島718-7  
 TEL.0439-32-3654 FAX.0439-32-5116  
 http://www.sharots.com/  
 写植ルームツボタ

**SATO 税務と経理**  
 会員 **齋藤克己**  
 齋藤克己税理士事務所  
 袖ヶ浦市横田33-1  
 トモネビル203  
 TEL.0438(75)4677

(音声ガイダンスに従って一番を選択してください) お問い合わせください。

# 税務署からのお願いとお知らせ

**平成30年  
一堂が集いの新年を邁ぐ**

木更津税務懇話会主催の新年賀詞交歓会が、1月11日午後4時から東京ベイプラザホテルにおいて、各加盟団体役員等で多数参加して行われ、好景気を期待し、輝かしい年になるよう願ひながら新春を歡びました。

## 申告と納期限

平成29年分所得税及び復興特別所得税 平成30年2月16日(金)～3月15日(木)  
平成29年分贈与税 平成30年2月1日(木)～3月15日(木)  
平成29年分個人事業者の消費税及び地方消費税 平成30年4月2日(月)

**自宅で作成！ネットで申告、確定申告はe-taxが便利です。**

## e-Taxのメリット

- 1 税務署に向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
  - 2 確定申告期間中は、24時間利用できます。(メンテナンス時間を除きます。)
  - 3 一部の添付書類(源泉徴収票など)は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。
  - 4 マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。(マイナンバーの記載は必要です。)
  - 5 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取れます。
  - 6 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax:370円 書面:400円)
- e-Taxホームページのアドレスは、<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
e-Tax・確定申告書等作成コーナーのパソコン操作に関するお問合せは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

## 個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ①「暦年課税」を適用する場合、その財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ②「相続時精算課税」を適用するとき

には、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告書を作成する場合は、「国税庁ホームページ」、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！！

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

### 本人確認書類

- ◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は
  - ・マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は「番号確認書類」+「身元確認書類」が必要です。



### ◎番号確認書類とは...

≪マイナンバー(個人番号)を確認できる書類≫

- ・通知カード
  - ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
- などのうちいずれか1つ

### ◎身元確認書類とは...

≪記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類≫

- ・運転免許証
  - ・公的医療保険の被保険者証
  - ・パスポート
  - ・身体障害者手帳
  - ・在留カード
- などのうちいずれか1つ

申告されるご本人が、申告書作成会場(木更津市民会館)、または、税務署の窓口で申告書を出す場合は、本人確認書類の提示または、写しの添付が必要です。

郵送や代理の方が手続きをする場合、または、前記以外の作成会場で申告書を出す場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

(注)平成30年1月以降、一部の手続きについて番号確認書類(通知カード等)の提示又は写しの添付を省略することができます。

**税に関する電話でのご相談は、自動音声に従って番号を選択してください。木更津税務署(代表) ☎ 0438-23-6161**

## 青色コーナー 担当者研修会を開催

1月23日木更津市民総合福祉会館において、木更津税務署の阿久津署長をはじめ、税務署の来賓のもと、青色コーナー従事者研修会を開催。  
研修会では、甲斐上席に講師を

務めていただき、会場や従事者としての考え方・心構え・説明事項・留意事項等について研修を開催。本年度の青色コーナーでは、青色申告会の会員を勧奨して一人でも多くの仲間を作っていきたいと計画しておりますので皆様もたくさんの方々に声をかけていただきたくご協力をお願いします。

## 帳簿の確認を！

青色申告会をご利用の皆様は、帳簿のご確認をお願いします。左記事項等チェックしてのご利用をお願いします。  
・現金や預金・売掛金・買掛金・前払金・未払金等の残高の照合は必ずお願いします。  
・売上(収入)は、最重要項目で

「その年において収入すべき金額」です。「入金のある金額」ではありません。計上漏れはありませんか？売掛金などのチェックも必要。  
貸借対照表の各項目とも「あるべき金額」とかけ離れていないかチェックが必要です。事業と無関係の入出金は、事業主貸や事業主借で処理していますか？所得税や住民税・長期損害保険の積立部分など要注意。  
・残高試算表の照合と確認はできていますか？  
・給与賃金と専従者給与の年末調整の結果と帳簿の照合はできていますか？  
・減価償却費の対象となる資産を購入した場合や売却・廃棄・下取り等の、明細書や領収書等で内訳がわかる明細をご持参ください。  
・借入金のある方は計算明細書で照合できていますか？  
・期末棚卸額はご持参ください。  
・修繕費の内、資本的支出として固定資産の価値の増加をもたらすものは資産の取得になりますので修繕費から除いてください。  
・年金や給与等他の収入での源泉徴収票や生命保険控除などの控除証明書・医療費の明細やセルフメディケーション税制の明細を明らかにした明細書等の添付書類も忘れないでご確認ください。  
※主なチェックですが、もう一度ご確認くださいませようお願いします。

# 平成29年分 青色決算・確定申告 (所得税及び復興特別所得税・消費税) 相談等時に必要なもの

各会場とも予約制にご協力をお願いいたします。TEL 0438(23)8401

1. 関係諸帳簿
2. 源泉徴収簿
3. 前2期分の確定申告書並びに決算書控え
4. 印鑑(シャチハタ不可)
5. 本年申告分の確定申告書並びに決算書
- ① 1月に税務署から届いているハガキもしくは封筒
- ② 前年にe-taxで申告した方やは税務署の相談会場などから申告書を提出した方は封筒が送付されませんので確認ください
6. 下記は、該当するものをご持参ください。
  - ① 医療費控除かセルフメデケーション税制の明細書(平成29年中に支払った明細)
  - ② 国民健康保険料(平成29年に支払った金額)
  - ③ 国民年金や国民年金基金の控除証明書
  - ④ 農業者年金の平成29年に支払った金額
  - ⑤ 小規模企業共済掛金証明書
  - ⑥ 生命保険料(一般・個人年金・介護保険等控除証明書)
  - ⑦ 地震保険料
  - ⑧ 寄付した団体等からの寄付金の受領証など

- ⑨ 源泉徴収票(給与・年金収入などのある方)
  - ⑩ 生命保険の満期のある方は支払証明書
  - ⑪ 住宅借入金等特別控除(一定の要件に当てはまっている方)
  - イ. 新築住宅の場合
    - ① 住民票の写し
    - ② 家屋の登記事項証明書
    - ③ 請負・売買契約書の写し・領収書の写し等
    - ④ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
  - ロ. 中古住宅の場合
  - ハ. 増改築の場合(一定の要件に当てはまる工事費用が100万円を超えるもの)
  - ニ. 認定長期優良住宅の場合
  - ホ. 認定低炭素住宅の場合
  - ⑫ 家屋の取得や増改築の内容により必要な添付書類が異なります
- ☆詳細は木更津税務署(0438-23-6161)でご確認ください。

税理士(藤谷英明先生)による相談日は、2月27日(火)の9:30~16:00の1日のみです。  
 ご希望の方は、予約制ですのでご予約のご連絡をお願いします。  
 「確定申告書は自分で書いて早めに提出しましょう！」  
 所得税の確定申告は3月15日(木)が提出期限です。  
 (注)消費税の確定申告・納税は本年は4月2日(月)が期限です。お間違えのないように！

**ブルーリターンA**  
 ご利用の皆様へ

確定申告期間中は事務局が非常に混雑いたします。  
 相談は例年通り予約をさせていただきますが、一人の方にあまり時間が取れません(2コマ90分以内)ので、普通預金・売掛・買掛等の残高を必ず照合して来ていただきますようお願いいたします。

## 青色申告会を利用して確定申告を行う方は必ずご予約を!

ご利用は予約制となっております。2~3月は予約が混雑し、ご希望に添えないこともございますので予めご了承ください。

なお、予約を入れられなかった方は、2月26日(月)のみ受付9時30分~16時00分(相談終了は16:30分まで)に特別相談日として1人の相談員が来場者順に30分間(30分経過した場合最後尾に再度お並びしていただきます)の相談をお受けいたしますが、混雑が予想されますので予めご了承ください。

青色申告会をご利用の方は予約が基本です。必ずご予約をお願いいたします。予約取り消しも他の方の予約を受けることができますので早めのご連絡をお願いいたします。決算・確定申告期は1日2コマ(1コマ45分)までで4コマまで予約できます。次の予約は4コマ終了時に予約をお受けしますので予めご了承ください。また、指導料は昨年と同様ですのでご負担をお願いします。

◎指導料

所得 税		1 コマ当
1月5日~2月15日	3,000円~	1月 0円 2月 200円
2月16~28日	4,000円~	300円
3月	1~9日	5,000円~
	12~15日	6,000円~
		500円 1,000円

消 費 税	
1月~3月	1,000円

予約なし追加料金  
 (該当する指導料に加算)

2月26日	4,000円	30分当り 300円
-------	--------	------------

正確・修正・更正等	
所得税	3,000円~
消費税	1,000円~
損失・分離	1,000円~

- ・ 期限外申告は、所得税が10,000円、消費税は3,000円とさせていただきます。  
 印刷のみの方は1申告書に付1,000円とさせていただきます。
- ※場合や状況によっては、上記金額等の変更がありますのであらかじめご了承ください。  
 例、予約して、2月1日に所得税と消費税について2コマの指導で完成すれば、  
 3,000(2月1日の所得税) + 400(2コマ) + 1,000(消費税) = 4,400円になります。

